

下水道法（昭和33年 法律第79号）第9条の規定に基づき、公共下水道の下水の処理を開始するので、次のとおり告示し関係図面を一般の縦覧に供する。

令和 7年 5月 19日

福島市長 木幡 浩

1. 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7年 6月 1日

2. 公共下水道の処理を新たに開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の処理を新たに開始する区域
福島市のうち ・ 飯坂町平野字田下・東原の各一部の区域 ・ 鎌田字舟戸前の一部の区域 ・ 岡部字大旦・内川原・町内の各一部の区域 ・ 北沢又字新田の一部の区域 ・ 南沢又字上番匠田の一部の区域 ・ 町庭坂字内町・新町・小道・柿ノ下・一本杉・杉ノ下・松ノ下・遠原二の各一部の区域 ・ 大森字赤沢の一部の区域 ・ 永井川字沢田の一部の区域 ・ 太平寺字樋田の一部の区域 ・ 黒岩字田部屋の一部の区域

終末処理場の位置及び名称
位置 : 伊達郡国見町大字徳江地内 名称 : 福島県北浄化センター

3. 排除方式  
分流式

4. 関係図面の縦覧場所  
福島市五老内町3番1号  
福島市役所 上下水道局 下水道整備課

5. 縦覧の期間  
告示の日から令和 7年 5月 31日まで  
(ただし、このうち福島市の休日をも定める条例（平成元年6月26日 条例第23号）の規定に基づく休日を除く)

6. 縦覧の時間  
午前8時30分から午後5時まで